



令和元年 11 月 29 日

訴訟通告

富山県

殿

発行

〒100-0013

東京都千代田区霞が関

東京簡易裁判所

電話番号：03-

管理番号 令和元年（テ）第 1099 号

訴訟着手発付通知

貴殿に対し契約会社から契約不履行による訴状が令和元年 11 月 29 日に発付されました。当事者たる貴殿の資産身辺調査を遂行し、貴殿を被告とした民事訴訟が開始されますことを通達致します。

当職は原告側による訴状の手続きを適正に行う為の機関です。本件につき不服申し立て、訴訟取り下げ申請等に関する照会先は、民事第 9 室（電話：03-）までお問い合わせ下さい。

民事訴訟法に基づき発付日より 2 週間以内に不服申し立て、訴訟取り下げ申請又は、ご連絡をいただけない場合には、本状記載期日を経て 30 日以内に送達される公判期日呼出状をご確認のうえ、期日に裁判所へ出廷下さい。なお、裁判を欠席されると原告側の主張が全面的に認められる場合がございます。

当該裁判の判決を履行いただけない場合、執行官立会いのもと預貯金、有価証券、給与等の差押えを強制的に執行されますので、ご注意下さい。

また、本状は民事訴訟法第 54 条の規定により、被告本人又は被告弁護士以外の問い合わせ、希望に応じることは禁じられている為、原則ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【不服・訴訟取り下げ申請受付最終期日 令和元年 12 月 12 日】

※注意※

昨今、裁判所や訴訟通達センター等の公的機関を装って電話をし、コンビニ等にて電子マネーやプリペイドカードを購入させる事件が多発しております。裁判所から電話で、裁判所への出廷を求めたり、裁判をお知らせすることは一切ありません。訴訟の通達は、封書通達のみとなりますのでご注意下さい。

また、個人情報の悪用被害等の報告も多々寄せられております。悪徳業者が貴殿の個人情報を悪用し、実際に少額訴訟の手続きを利用した新しい手口の報告もあります。

身に覚えがないからと放置され、欠席裁判となりますと少額訴訟の手続きは、一日で判決がでる裁判です。万が一、身に覚えがない場合は至急ご連絡下さい。

【照会先】 東京簡易裁判所 民事第 9 室

電話番号：03- (受付時間：10 時～19 時)

少額訴訟制度とは、

簡易裁判所で 60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができ、1 回の期日で審理を終えて判決をすることを原則とする訴訟手続です。(60 万円を超える場合は通常裁判となります)。

判決書又は和解の内容が記載された和解調書に基づき、強制執行を申し立てることができます。少額訴訟の判決や和解調書等については、判決等をした簡易裁判所においても金銭債権(給料・有価証券・預金等)に対する強制執行(少額訴訟債権執行)を申し立てることができます。 ※民事訴訟法 (368 条から 381 条)